

舟形町職員の懲戒処分の公表に関する指針

1. 目的

公務員倫理の確立と行政の説明責任の観点から、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条に規定する懲戒処分（以下「懲戒処分」という。）を行った場合は、次のとおり公表することとし、不祥事の防止について徹底を図ることを目的とする。

2. 公表する処分

全ての懲戒処分（戒告、減給、停職又は免職）とする。ただし、懲戒処分事案に関連して行われる管理監督者処分については、処分以外の措置（訓告、嚴重注意等）も公表する。

3. 公表する内容

- (1) 原則として公表する内容は次のものとし、個人が識別されない内容とすることを基本とする。
 - ① 事案の概要
 - ② 処分の量定
 - ③ 処分の年月日
 - ④ 被処分者の職階、年代、性別
- (2) 収賄、横領、飲酒運転による交通事故等社会的影響の大きな事件の場合並びに起訴及び新聞報道等により氏名等が公表されている場合については、氏名等についても公表するものとする。

4. 公表の例外

任命権者が懲戒を公表する場合において、被害者の人権、プライバシー等に配慮が必要な事案で、次に掲げる事情があるときは、公表内容の全部又は一部を公表しないことができるものとする。

- (1) 被害者のプライバシー等への配慮が必要な事案で、被害者が処分内容を公表しないよう求めているとき。
- (2) 公表することにより被害者が特定されるおそれのあるとき。
- (3) 非違行為に係る事案の関係者に特に配慮する必要があるとき。

5. 公表の時期と方法

任命権者が懲戒処分を行った場合は、速やかに公表するものとする。公表は町のホームページへの掲載及び資料提供によって行うこととし、必要に応じて記者発表を行うものとする。

附 則

この指針は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。